

昭和四十九年五月三十一日受領  
答 弁 第 三 一 一 号

(質問の 三二)

内閣衆質七二第三二号

昭和四十九年六月七日

内閣総理大臣 田 中 角 榮

衆議院議長 前尾繁三郎 殿

衆議院議員加藤清政君提出沖縄県の文教施設整備等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員加藤清政君提出沖繩県の文教施設整備等に関する質問に対する答弁書

一について

政府は、沖繩県の公立文教施設の現状にかんがみ、その整備を促進するため、補助率、補助単価等について、沖繩県の特殊事情を配慮しつつ、助成に努力しているが、昭和四十九年度予算における沖繩県の補助単価については、沖繩県以外の都道府県の補助単価を上回る特別の単価を設けて、配慮したところである。この点については、学校プール施設の補助単価についても同様である。

また、公立文教施設費に係る建築単価の実情については、沖繩県を含めて近く調査を行う予定であり、沖繩県の補助単価についても、これらの調査結果を参考としつつ今後十分検討したい。

## 二について

政府は、沖縄県における危険校舎等の改築の促進を図るため、昭和四十七年度以降、他の都道府県に係る負担割合に比し高率の負担割合をもつて国の助成に努めることとしている。

また、沖縄県における鉄筋コンクリート造の校舎等で教育施設として不適合とみられるものの改築については、昭和四十九年度から危険校舎の改築と同様に高率の補助を行うこととしたところである。

なお、改築に係る補助率を沖縄県の校舎等に係る新增築の負担割合と同様の割合とするかどうかの点については、他の補助率との関係もあり、なお慎重な検討が必要と考える。

## 三について

沖縄県における施設及び区域の返還については、復帰後米側と協議を重ね逐次その実現に努力しているところであり、本年一月の第十五回日米安全保障協議委員会においても三十二の施

設及び区域について全部又は一部返還の合意をみている。これらの返還を予定される施設及び区域には、沖縄県教育振興会等地元機関から学校用地として返還要請されているものを含んでおり、政府としては今後とも引き続き地元の要請に沿うよう努力したいと考えている。

また、沖縄県においては、公立小・中学校の用地で民間借用のものが少なからず見られるが、これら借用地のうち提供施設代替借用校地に係るものの購入費については、昭和四十七年度以降、年々国としても助成措置の拡充に努めているところである。

これら提供施設代替借用校地に係るもの以外の民間借用学校用地に係る地方公共団体の負担に対する措置については、今後、慎重に検討することとしたい。

#### 四について

沖縄における不発弾の処理については、発見された不発弾については復帰後は警察が発見届出を受理し地元の自衛隊に通報して自衛隊が、その処理に当たっている。

また、埋没不発弾等については、先般の那覇市小禄における爆発事故発生後、この種事故の再発防止を図るため、関係省庁、沖縄県の間において不発弾等の埋没状況の当面の調査及び処理の体制について協議し、その基本的な方針について決定をみたところである。今後、この方針に基づいて国、沖縄県及び市町村が一体となつて埋没不発弾等の調査及び処理に当たることとしているが、差し当たり、市町村が受付の窓口となつて収集した関係住民からの埋没不発弾等に関する情報についてその中間的な調査結果がまとまったので、これに基づいて現地の政府機関、地方公共団体等によつて構成する協議会において具体的な探査、発掘計画の作成作業を行っているところであり、これが完了次第できるだけ早期にその処理に着手したいと考えている。

右答弁する。